



各位

平成 27 年 4 月 21 日

会 社 名 理 研 コ ラ ン ダ ム 株 式 会 社  
埼玉県鴻巣市宮前 547 番地の 1  
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 下 村 洋 喜  
コード番号 5395 東証第二部  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 杉 浦 順  
電話 048 - 596 - 4411

## 「内部統制システムの基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 21 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の内容の改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、改定箇所につきましては下線で示しております。

### 記

#### 【内部統制システムの基本方針】

##### 経営理念

当社は経営理念として「理研コランダム憲章」を掲げ、その実現に向けた「行動指針」を設定する。

##### 理研コランダム憲章

- ・日本を代表する研削・研磨のトップ企業として、社会的責任を自覚し、法令・ルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公平な企業活動を推進する。
- ・お客様を第一と考え、常に最高の製品・サービスを提供する。
- ・株主、市場から高く評価され、広く社会から信頼される。
- ・社員にとって働き甲斐があり、魅力に富んだ職場にする。

##### 行動指針

- ・公正・透明・自由な競争を実践し、会社資産の保全拡大に努める。
- ・一人一人が高い倫理観（例えば、「安全第一」「嘘をつかない」「ルールを守る」「反社会的勢力に対しては隙を見せず、毅然とした対応を行う」「公私に亘り節度ある行動をする」等々）を持って自主的・自立的に行動し、協力して業務を遂行し、自由闊達な職場を築く。

内部統制システムの構築、運営による経営理念「理研コランダム憲章」の実現

当社は内部統制システムを、「事業遂行上不可避免的に発生し、直面するさまざまなリスクの評価・管理、業務の有効性および効率性の維持向上、適時開示の実行と財務報告の信頼性の確保、コンプライアンスの徹底、資産の保全等により企業価値を高め、ステークホルダーから高い評価を得るため、当社のあらゆる業務プロセスの中に組み込まれ、運営され、改善される経営上の仕組みである。」と捉え、その構築と、運営を進める。

具体的な取り組み事項

( ) 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンスおよびリスク管理を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、当社グループにおいて「コンプライアンス管理規程」に準拠した業務推進を図るとともに、製造業として重要課題である「環境・安全」関係の法令等については、これを専管する組織を設ける。
- 2) 当社グループにおいて、公益通報者保護規程に準拠し、コンプライアンス違反の発生拡大を防止するために有効に機能する内部通報体制を構築する。
- 3) 不当要求防止責任者のもと社内関係部門および社外専門機関との連絡、協力体制を整備し、当社グループとして反社会的勢力に対しては隙を見せず毅然とした対応を行う。
- 4) 財務報告に係る内部統制システムの基本方針にのっとり、監査法人、監査役とも必要な調整を図りつつ、公表された内部統制の整備・評価に準拠し、内部統制の有効性を適時適切に評価・公表し得る体制を構築する。

( ) 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおいて「リスク管理規程」に準拠した業務推進を図るとともに、その取り組みのひとつとして、各担当部門に於いて専門的な立場から、各種リスクの評価・管理を目的として、各担当部門の本部長の責任のもとで「組織・業務自主点検」を毎月実施する。

また、平時に於いては各本部にてその有するリスクの洗い出しとその軽減等に取り組むとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会事務局は、定期的にモニタリングを実施し、また、災害発生時等に備えて事業継続計画書（BCP）を策定し、本計画書に基づいた訓練を毎年行う。

( ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例の「取締役会」を原則毎月1回以上開催し重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また取締役会の下に、「経営会議」を設け、取締役、監査役、および当該案件の担当部門長が出席し、当社グループの重要方針・重要案件の検

討および進捗状況の確認、部門および当社グループ各社の横断的な課題認識の共有化を図り、付議案件によってはその後の取締役会に付議・決定する。加えて、社長以下各執行部門の責任者による本部長会議を逐次開催する。

業務の運営については将来の事業環境を踏まえ、当社グループとしての中期経営計画および各年度予算を立案し全社的な目標を設定し、各部門においてはその目標達成に向けて具体策を立案実行する。

( ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は法令、社内規程（文書管理規程）に基づき文書の保存を行う。また情報の管理については機密管理規程・パソコン管理規程を定めて対応する。

( ) 業務の適正を確保するための体制

「内部監査規程」に準拠し、経営企画室コンプライアンス・リスク管理事務局が毎年全本部・部および各工場について内部監査を実施し、加えてISO委員会内部監査委員およびJ-SOX内部監査委員がそれぞれ原則年2回の内部監査を実施しその結果をコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。

また、当社グループの経営については、その自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程を定め、当社グループの業務の適正確保を見据えた管理方針等を明定するとともに、事業内容の定期的な報告と重要案件についての報告および事前協議を取締役会に行う。

( ) 監査役に報告するための体制、監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの役員および従業員は、その職務の状況について、取締役会等の重要会議の場で、監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。なお、監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する。

また、当社は役員および従業員合計で百数十名の規模であり、監査役会に対して専従の支援要員を配置しないものの、監査役が求めた場合は経営企画室員が補助を行う、その際の当該室員は、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとする。

( ) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの役員および従業員は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。

また、監査役は代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行う

なお、監査役会は会計監査人から報告と説明を受け、必要に応じて意見交換を行い、子

会社事業所への往査に同行するなど、会計監査人の独立性を監視するとともに連携を図る。

また、監査役ならびに監査役会が監査の実施にあたり、弁護士その他の外部専門家・アドバイザーを任用する等、職務を遂行するうえで生ずる必要な費用の支出、前払い等を求めた場合、当社は、監査の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その費用を負担する。

以 上